

**岸**田新総理は、申告所得納税者の負担率が1億円をピークに下がる「1億円の壁」の是正のため、20%（国・地方）の分離課税となっている金融所得税制の見直しを、自民党総裁選の所見や著書の中で公言していた。分配重視の新しい資本主義の第一歩と思われたが、テレビ番組で「当面は触ることは考えていない」と明言した。株式市場や衆院選への影響を考慮した軌道修正と見られている。

わが国の金融所得課税が集中的に議論されたのは、金融ビッグバンによるグローバルな金融自由化が始まる1997年で、その年の政府税制調査会・金融課税小委員会では、「金融所得を勤労所得と合算して累進税率を課す総合課税は本来もっとも望ましい課税方法だが、納税者番号制度が導入されておらず、資料情報制度も不備な状況の下では分離課税を選択せざるを得ない」（筆者要約）とした。

筆者は当時主税局で事務局を務めたが、石弘光先生が「二元的所得税」の見地から、本間正明先生が「最適課税論」の見地から、分離課税をエンドースされた。また、垂直的公平性の見地から「分離課税の枠組みの中で累進性を設けるといった選択肢は十分あり得よう」とも記述された。

勤労所得と金融・資本所得を分離して、前者は垂直的公平性の見地から累進税率を、後者は国外への資金（資本）流出を防ぐ効率性の観点から分離・低率課税するという「二元的所得税」は、金融グローバル化が進んだ1990年代後半に北欧から始まりドイツなどに広まった。わが国も金融所得の一体課税を進め、2014年から20%分離課税という現行税制が完成、あわせて損益通算の範囲拡大が行われた。

20年以上が経過し、パンデミックを経て、金融所得は課税強化の方向へと変化した。米国バ

イデン政権では、キャピタルゲイン課税強化（20%から25%へ）が議会審議中である。

OECDでタックスヘイブンを含めた情報交換体制が整備されたことも、見直しの背景の1つだ。わが国でも、マイナンバー制度の導入など金融所得把握のインフラ整備が進み、国外送金等調書、国外財産調書、財産債務調書の整備や、国外転出時の譲渡所得等の特例（出国税）の導入、海外税務当局との自動的情報交換などが進み、国外への資本流出を気にかける度合い

は大きく減少した。

一方、株式相場への悪影響を懸念する声は根強く、安倍政権下で見直しが進まなかった。

これに対しドーマーなどの経済理論は、「投資家がリスクテイクをする際に重要なことは、損失が生じた場合にどこまで損益通算させるかという点であって、税率の高低には影響されない」という。

譲渡益に50%の税率で課税しても、損失が生じた場合にはその50%が相殺（還

付）される損益通算制度が整っていれば、投資家はリスクテイクを続けるということだ。シャウプ勧告も「重要な部分は、譲渡所得を全額課税し、譲渡損失を全額控除することである」と記している。損失が生じた場合の繰越期間の延長や損益通算範囲の拡大などをあわせ検討すれば、相場への影響は緩和されるはずだ。

見直しの目的は、世界の潮流変化の下、垂直的公平性を高め所得再分配を行うこと、つまり、税率の一律引上げではなく、配当所得と株式譲渡益を番号で名寄せして一定以上の金融所得のある者により高い負担を求めることである。今回は具体論を議論する前に「撤退」したわけだが、難題は先送りするという政治姿勢は、中長期的に株式相場にマイナスの影響を与えるかもしれない。

連載 第176回 岸田総理の金融所得税制見直し延期

# 税制之理

ことわり

森信茂樹  
東京財団政策研究所研究主幹